

法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会 第7回会議配布資料	1 1
-----------------------------------	-----

検討のためのたたき台
(諮問事項「一」関係)

第1-1 書類の電子的方法による作成及びオンラインによる発受に関する規定の整備

1 考えられる制度の枠組み

(1) 書類の電子的方法による作成

- ア 刑事手続において取り扱う書類であって電子的方法により作成されるものには、その作成者の署名押印・記名押印に代わる措置をとるものとする。
- イ 電子的方法により作成された供述書又は電子的方法により作成された供述録取書であってアの措置がとられたものは、他の要件も満たすときは、これを証拠とすることができるものとする。

(2) オンラインによる発受

- ア 公訴の提起、抗告その他の裁判所に対する申立ては、オンラインによってもすることができるものとする。
- イ 事件の送致及び書類の送達は、オンラインによってもすることができるものとする。

2 検討課題

(1) 書類の電子的方法による作成

- ① 刑事手続において取り扱う書類であって電子的方法により作成されるものについて、その作成者の署名押印・記名押印に代わる措置をとるものとするため、次のような規律を設けるか。

刑事手続において取り扱う書類であって電子的方法により作成されるものには、その作成者の裁判所の規則で定める署名押印に代わる措置（署名押印に代えて記名押印することができる場合にあつては、裁判所の規則で定める署名押印又は記名押印に代わる措置）をとるものとする。

- ② 電子的方法により作成された供述書や供述録取書を証拠とすることができる場合について、次のような規律を設けるか。

被告人以外の者が作成したその供述を記録した電磁的記録又はその供述を録取した電磁的記録であって裁判所の規則で定める供述者

の署名若しくは押印に代わる措置がとられたものは、刑事訴訟法第321条第1項各号に掲げる場合には、これを証拠とすることができるものとする。

被告人が作成したその供述を記録した電磁的記録又はその供述を録取した電磁的記録であって裁判所の規則で定める被告人の署名若しくは押印に代わる措置がとられたものは、同法第322条第1項に規定する場合には、これを証拠とすることができるものとする。

- ③ 公判調書は、電磁的記録をもって作成するものとするか。その場合、次のような規律を設けるか。

公判期日における訴訟手続については、裁判所の規則の定めるところにより、電子公判調書（公判期日における審判に関する重要な事項を記録するために刑事訴訟法その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）を作成しなければならないものとする。

- ④ 書面又は電磁的記録を記録した記録媒体が裁判所に提出された場合について、次のような規律を設けるか。

裁判所書記官は、困難な事情があるときを除き、法令の規定に基づき裁判所に提出された書面又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならないものとする。

(2) オンラインによる発受

- ① 裁判所に対する申立て（刑事訴訟法第256条第1項の規定による公訴の提起、同法第419条の規定による抗告等を含む。）をオンラインによりすることを可能とするため、次のような規律を設けるか。

ア 裁判所に対する申立てであって法令の規定により書面でするものとされているものについては、裁判所の規則の定めるところにより、裁判所の規則で定める電子情報処理組織を使用して当該書面に記載すべき事項を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行うことができるものとする。

イ アの方法によりされた申立てについては、当該申立てを書面をもってするものとして規定した申立てに関する法令の規定に規定する書面をもってされたものとみなして、当該法令その他の当該申立てに関する法令の規定を適用するものとする。

- ② 検察官・弁護人が裁判所に対する申立てをする場合について、次のような規律を設けるか。

ア 検察官・弁護人は、裁判所に対する申立てをするときは、裁判所の規則の定めるところにより、裁判所の規則で定める電子情報処理組織を使用して書面に記載すべき事項を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により、これを行わなければならないものとする。

イ アは、検察官・弁護人が裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、電子情報処理組織を使用する方法により申立てを行うことができない場合には、適用しない。

- ③ 事件の送致及び書類の送達をオンラインによりすることを可能とするため、次のような規律を設けるか。

ア 司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、速やかに書類、電磁的記録及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならないものとする。

イ 送達については、裁判所の規則に特別の定めのある場合を除いては、民事訴訟に関する法令の規定（公示送達に関する規定を除く。）を準用するものとする。

第1-2 令状の電子的方法による請求・発付・執行等に関する規定の整備

1 考えられる制度の枠組み

(1) 令状の電子的方法による発付

ア 令状は、電子的方法により作成してオンラインにより発付することができるものとする。

イ アの令状には、裁判長・裁判官による記名押印に代わる措置をとるものとする。

(2) 令状の電子的方法による請求

令状（(1)により発付される令状を含む。）の請求及び疎明資料の提供は、オンラインによってもすることができるものとする。

(3) (1)により発付された令状の執行の手続

(1)により発付された令状を執行するには、これを電子計算機の映像面に表示し、又は紙面に印刷したものを処分を受ける者に示さなければならないものとする。

(4) 被処分者に対する証明書等の電子的方法による提供

刑事訴訟法第119条の証明書及び同法第120条の目録の交付は、電子的方法により作成したものをオンラインにより提供することによりすることができるものとする。

2 検討課題

(1) 令状の電子的方法による発付

① 電子的方法により作成した令状をオンラインにより発付することを可能とするため、次のような規律を設けるか。

令状は、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録をもって発付することができるものとする。

② (1)により発付される令状（以下「電子令状」という。）に関し、裁判長・裁判官の「記名押印」に代わる措置について、次のような規律を設けるか。

電子令状には、紙媒体の令状に記載すべきこととされている事項を記録し、これに裁判所の規則で定める裁判長・受命裁判官・裁判

官の記名押印に代わる措置（当該裁判長・裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとらなければならないものとする。

- ③ 紙媒体の令状の「返還」が果たす機能を電子令状についても確保するため、次のような規律を設けるか。

電子令状には、有効期間経過後は、電子計算機から消去し、これを印刷したものがあるときは破棄し、かつ、裁判長・裁判官に対し書面によりその旨を通知し又はその旨を記録した電磁的記録を提供しなければならない旨を記録するものとする。

- ④ 紙媒体の令状と電子令状のいずれを発付するかを選択について、次のような規律を設けるか。

電子令状は、令状の請求をした検察官・検察事務官・司法警察員からこれを発付することの求めがあるときに限り、発付するものとする。

(2) 令状の電子的方法による請求

- 令状の請求に係る書類を電子的方法により作成してオンラインにより発受することを可能とするため、次のような規律を設けるか。

令状（電子令状を含む。）の請求は、電気通信回線を通じて送信し、裁判官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の電子情報処理組織を使用する方法によってもすることができるものとする。

(3) (1)により発付された令状の執行の手続

- ① 電子令状の執行について、次のような規律を設けるか。

電子令状を執行するには、これに記録されている事項等（(1)②及び③参照）を表示したもの又は印刷したものを処分を受ける者に示さなければならないものとする。

② 電子令状の緊急執行を可能とするため、次のような規律を設けるか。

勾引状又は勾留状であって電磁的記録をもって発付されたものについて、①の呈示をすることができない場合において、急速を要するときは、被告人に対し公訴事実の要旨及び令状が発付されている旨を告げて、その執行をすることができるものとし、ただし、①の呈示は、できる限り速やかにこれをしなければならないものとする。

(4) 被処分者に対する証明書等の電子的方法による提供

これを可能とするため、次のような規律を設けるか。

ア 刑事訴訟法第119条の規定によりしなければならないこととされている証明書の交付は、これに記載すべき事項を電磁的方法により提供することによりすることができるものとし、この場合には、当該書面の交付をしたものとする。

イ 同法第120条の規定によりしなければならないこととされている目録の交付についても、アと同様とするものとする。

第1-3 電磁的記録を提供させる強制処分の創設

1 考えられる制度の枠組み

(1) 裁判所による電磁的記録の提供命令

裁判所は、必要があるときは、電磁的記録を保管する者その他これを利用する権限を有する者に命じて、必要な電磁的記録を提供させることができるものとする。

(2) 捜査機関による電磁的記録の提供命令

検察官、検察事務官又は司法警察員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、(1)に定める者に命じて、必要な電磁的記録を提供させることができるものとする。

2 検討課題

(1) 命令の内容・方法

① 対象となる電磁的記録を「証拠となる電磁的記録又は没収すべき電磁的記録と思量するもの」とするか。これらの電磁的記録について、「移転」をさせることができるものとするか。

② 電磁的記録の提供（移転を可とする場合には移転）の方法について、どのような規律を設けるか。

(2) 電磁的記録の移転をさせることを可能とする場合における原状回復措置

電磁的記録の移転を可とする場合、移転をさせた電磁的記録についての原状回復措置について、次のような規律を設けるか。

命令により移転をさせた電磁的記録が必要がないものであるときは、被告事件の終結を待たないで、決定で、当該移転をした者に対し、当該電磁的記録の複写を許さなければならないものとする。

(3) 不服申立て

提供（移転を可とする場合には移転）に対する不服申立てについて、次のような規律を設けるか。

- ア 裁判所がした命令（決定）に対しては、抗告をすることができるものとする。
- イ 検察官、検察事務官又は司法警察職員がした命令（処分）に対しては、準抗告をすることができるものとする。
- ウ (2)の電磁的記録の複写の許可についても、ア又はイと同様とする。

(4) 強制処分としての実効性をより一層担保するための方策

- ① 命令に応じない被処分者に対する制裁を設けるか。
- ② 刑事罰を設ける場合、その法定刑をどのようなものとするか。
- ③ 被処分者が被疑者・被告人である場合について、憲法第38条第1項との関係をどのように考えるか。

(5) その他

第1-4 電子的方法による証拠開示等

1 考えられる制度の枠組み

(1) 電子的方法により作成・管理される証拠書類等の閲覧・謄写の機会の付与

ア 電子的方法により作成・管理される証拠書類等であってその取調べを請求するについてあらかじめ相手方にその閲覧の機会を与えなければならないもの（刑事訴訟法第299条等参照）について、オンラインによりその機会を与えたときは、前記の機会を与えたものとする。

イ 事件が公判前整理手続等に付された場合において、電子的方法により作成・管理される証拠書類等であって相手方にその謄写の機会を与えなければならないもの（同法第316条の14等参照）について、オンラインによりその機会を与えたときは、前記の機会を与えたものとする。

(2) 証拠の一覧表の電子的方法による作成・オンラインによる交付

証拠の一覧表の交付（同法第316条の14参照）は、電子的方法により作成したものをオンラインにより提供したときは、前記の交付をしたものとする。

(3) 電子的方法により作成・管理される訴訟に関する書類等のオンラインによる閲覧・謄写

裁判所において電子的方法により作成・管理される訴訟に関する書類等の閲覧・謄写（同法第40条参照）は、オンラインによってもすることができるものとする。

2 検討課題

(1) 電子的方法により作成・管理される証拠書類等の閲覧・謄写の機会の付与

電子的方法により作成・管理される証拠書類等の閲覧・謄写の機会の付与について、次のような規律を設けるか。

ア 刑事訴訟法第299条第1項の規定により閲覧の機会を与えなければならないこととされている証拠が電磁的記録（以下これを「証拠電磁的記録」という。）であるときは、相手方に、その内容が表示されたものを閲覧し又はその内容が再生されたものを視

聴する機会を与えることができるものとし、この場合には、同項の閲覧の機会を与えたものとする。

イ 同法第316条の14第1項の規定により開示しなければならないこととされている証拠が証拠電磁的記録であるときは、被告人又は弁護人に、その内容が表示されたものを閲覧し又はその内容が再生されたものを視聴する機会（弁護人に対しては、これらの閲覧又は視聴をし、かつ、当該証拠電磁的記録の複写をする機会）を与えることができ、この場合には、同項の開示をしたものとする。

ウ 同法第316条の15第1項又は同法第316条の20第1項の規定により開示をしなければならないこととされている証拠が証拠電磁的記録であるときも、イと同様とするものとする。

エ 被告人又は弁護人が同法第316条の18第1項の規定により開示をしなければならないこととされている証拠が証拠電磁的記録であるときも、イと同様とするものとする。

(2) 証拠の一覧表の電子的方法による作成・オンラインによる交付

証拠の一覧表を電子的方法により作成し、オンラインにより交付すること等を可能とするため、次のような規律を設けるか。

刑事訴訟法第316条の14第2項の規定によりしなければならないこととされている一覧表の交付は、同条第3項の記載すべき事項を電磁的方法により提供することによりすることができるものとし、この場合には、同条第2項の一覧表の交付をしたものとする。

(3) 電子的方法により作成・管理される訴訟に関する書類等のオンラインによる閲覧・謄写

① 電子的方法により作成・管理される訴訟に関する書類等を裁判所外からオンラインにより閲覧・謄写することを可能とするため、次のような規律を設けるか。

弁護人は、裁判長の許可を受けたときは、電気通信回線を通じて、訴訟に関する電磁的記録の内容が表示されたものを閲覧し若しくはその内容が再生されたものを視聴し、又は当該電磁的記録の複写を

することができるものとする。

- ② 電子的方法により作成・管理される訴訟に関する書類等を裁判所において複写することについても、①と同様に裁判長の許可を受けることを要するものとするか。

(4) 情報セキュリティの確保

前記の各規律のほか、オンラインによる証拠書類等の開示や訴訟に関する書類等の閲覧・謄写について、情報セキュリティの確保に関する規律を設けるか。

第1-5 電子的方法により作成・管理される証拠書類等に対する公判廷における証拠調べの方式

1 考えられる制度の枠組み

- (1) 文字の言語的情報が証拠となる電磁的記録の取調べをするについては、請求者に朗読させるものとする。
- (2) 視覚的情報が証拠となる電磁的記録の取調べをするについては、請求者に表示させるものとする。
- (3) 聴覚的情報が証拠となる電磁的記録の取調べをするについては、請求者に再生させるものとする。

2 検討課題

- (1) 証拠となる電磁的記録の取調べの方法についての規定の在り方
 - ① 電磁的記録を証拠とする場合、どのような情報が対象となるか。
 - ② 証拠となる電磁的記録の取調べの方法について、どのような規定ぶりとするのが適切か。